

半田市幸せになるための教育を実現する会議設置要綱

(目的)

第1条 子どもたちが、現代社会を生き抜く力を養い、自分の幸せとは何かを自ら考え、実現する力を身につけるために必要な要素を明確化し、教育現場で実現可能な取り組みを提言するために、半田市幸せになるための教育を実現する会議（以下「会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 会議は、幸せになるための教育に関することを所管する。

(組織)

第3条 会議は、次に掲げる者のうち、市長が委嘱する委員をもって組織する。

- (1) 市内学校 PTA 会長経験者
- (2) 子育て中の者（子が小中学生）
- (3) 学識経験者
- (4) その他関係者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、3年とし、再任を妨げないものとする。

- 2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(謝金)

第5条 市長は、予算の範囲内において、委員に謝金を支給することができる。

(委員長及び副委員長)

第6条 会議に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会議を総理し、議長を行う。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第7条 会議は委員長の招集により開催する。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。
- 3 会議は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、半田市企画部企画課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附則

この要綱は、令和4年5月2日から施行する。